

佐賀県告示第二百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった。

平成二十四年八月二十八日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥栖市河内町字本村二〇四五の一、二〇四五の二、字芳谷二七二二の一から二七二二の八まで、字大谷二七二三の一、二七二三の二、字中原城二二七九の一、二二八〇の二、二二八〇の四、字倉谷二二六四、字越道二七四六の一、山浦町字一ノ坪一六六二、牛原町字浦田二二一四の三、一一一四の三七、一二三六の三、一二三六の六、一二三六の一四、字東河内一四四九の二三から一四四九の二五まで、字若林一五〇三の二、一五〇四、一五〇五、一五二五、一五二八、一五六一の五から一五六一の八まで、一五六一の一〇、一五六一の一、一五六一の一五、一五六一の一六、一五六一の四三、一五七二

(二) 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

(三) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする

る。

二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥栖市河内町字本村二一六の二、二二三三の三から二二三三の六まで、
字谷口二一六〇の一から二一六〇の三まで、二一六三の一、字三子谷一七
一五の四、一七一五の五、一七一五の九、一七一五の一から一七一五の
一三まで、一七一五の三八、一七一五の四九、一七一五の五六から一七一
五の五九まで、一七一五の六八、一七二二の一、一七二五の一、村田町字
朝日一〇七九の二、一〇七九の四、牛原町字若林一四七七の一、柚比町字
大平一五二四、一五三〇の一、一五三一の一、一五三五の一、一五三六、
一五三八の一、一五三八の三、一五四〇、一五四二の二

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

鳥栖市村田町字朝日一〇七九の二、一〇七九の四、牛原町字若林一

四七七の一（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市
町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(I) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとす
る。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県
県土づくり本部森林整備課及び鳥栖市農林課に備え置いて縦覧に供する。)